

インターネット上での人権侵害

(財)世界人権問題研究センター 研究第1部長・立命館大学教授 薬師寺 公夫

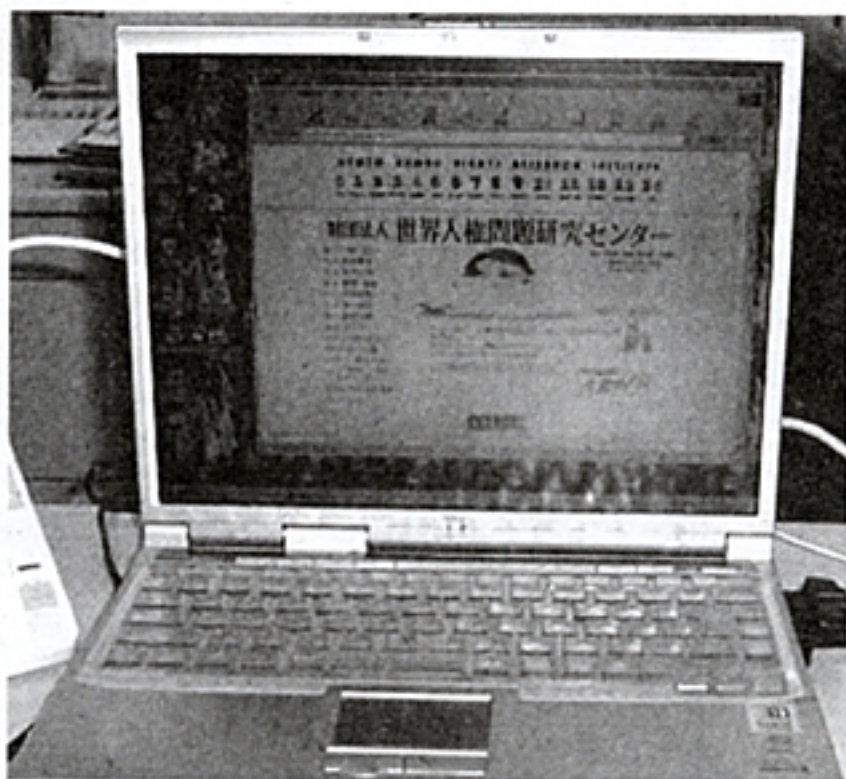
仕組みはよくわからないけれど、インターネットを日常的に利用して、さまざまな情報にアクセスしたり、手紙代わりにメールをやりとりし、あるいは自らホームページを開設している人は多いのではないだろうか。私もその一人です。

一瞬にしてさまざまな情報や意見が世界中を駆けめぐり、テレビなどと違ってパソコンの前に座りさえすれば、誰でも自由に自らの意見を表明でき、情報を発信し、反対に国内外の人から意見や情報を受信できることは確かに素晴らしいことです。

しかし、反面インターネットは、利用者自らが情報の送信と受信について自己管理と責任を負わなければならない媒体です。匿名や仮名で自由にサーバーにアクセスできることから、

他人の名誉や人格を傷つけたり、部落差別、外国人差別あるいは女性差別など人権侵害にあたる表現行為がしばしばインターネット上で発生しています。インターネットを利用した通信販売や会員募集に応じて被害を受けたという例も報道されています。最近ではインターネット上の表現行為に刑法を適用する例も出てきています。

外国の例ですが、オーストラリア国籍の人が外国のサーバーにホームページを開設し、「アウシュヴィツの嘘」と称するユダヤ人差別の表現を掲載しました。これに対し、二〇〇〇年にドイツの連邦裁判所は、ドイツ刑法の「民族憎悪を掻き立てる罪」の適用を認めました。地球上のどこでアップロード



してもドイツでアクセス可能な違法な表現行為にはドイツ刑法を適用するということです。

こうした刑法の適用には批判もあります。インターネット上の表現行為の刑罰を伴う規制は、憲法上の表現の自由を侵害するとして、これに慎重な国もあります。アメリカでは他人を侮辱したり、猥褻な画像を作った者と、それを知りながらサーバーを提供したプロバイダーなどを処罰する通信品位法という法律が成立しましたが、連邦最高裁で違憲判決がでています。

法的規制については国により対応が違いますが、まず重要なことはインターネットの利用者が人権を尊重するという基本姿勢を確立することではないでしょうか。